

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等)について

(諮問第3080号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	3
3	審査結果	17

参考

○	接続料と利用者料金との関係に関する検証	22
---	---------------------	-------	----

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

諮問第3080号

平成28年1月26日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、平成28年1月19日付け東相制第15-00085号及び西設相制第12号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2. 申請年月日

平成28年1月19日（火）

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成28年度の接続料、手続費等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

接続料

1. 概要

(1)全体の傾向

実績原価方式を適用する平成28年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は自己資本利益率の上昇による報酬額の増加及び需要の減少により値上がり傾向が継続している。特に、通信路設定伝送路機能(専用線)については、これに加えて設備更改の影響もあり、前年度に比べ大きく上昇している。

(2)PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成26年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。一方、特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成26年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:78億円、NTT西日本:78億円

※3 第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの NTT東日本:57億円、NTT西日本:56億円

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカツパ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

(1)一般帯域透過端末回線機能(ドライカツパ)の接続料

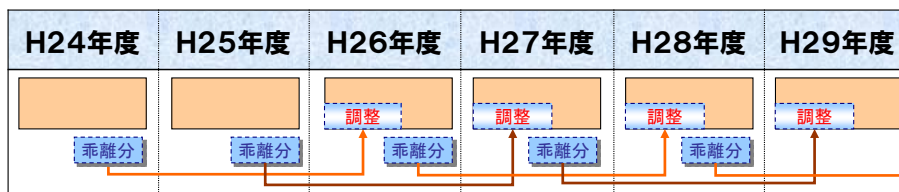
ドライカツパの接続料(※1)は、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月)の提言を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線の施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響により、平成26年度及び平成27年度では低減した。平成28年度接続料については、設備管理運営費は減少したものの、報酬額が増加したことから、接続料原価(調整額を除く。)の減少(※2)は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度はマイナスとなった調整額がプラスとなったことから、接続料はさらに上昇している。

※1 平成28年度の接続料の算定に当たっては、平成26年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成28年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

※2 前年からの増減率は、加入者回線部分において

- ・ 接続料原価は▲4.9% (報酬額を除く)、▲1.5% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT東日本)
- ・ 接続料原価は▲4.0% (報酬額を除く)、▲1.7% (報酬額を含む)、需要は▲7.7% (NTT西日本)

【参考】調整額のイメージ



■申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続料

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,350 円	1,389 円	1,270 円	1,309 円
特別損失	+4 円	+5 円	+2 円	+3 円
調整額	+87 円	+62 円	▲38 円	▲42 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	1,441 円	1,456 円	1,234 円	1,270 円
括弧内は前年度からの増減額	(+207 円)	(+186 円)	(▲49 円)	(▲60 円)
激変緩和	-	-	+46 円	+64 円
申請接続料※3、4	1,441 円	1,456 円	1,280 円	1,334 円
括弧内は前年度からの増減率	(+12.6%)	(+9.1%)	(▲3.6%)	(▲2.6%)
前年度からの増減額	+161 円	+122 円	▲48 円	▲35 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成27年度の数値は適用接続料

【参考】ドライカップの調整額と前々算定期間の接続料原価・需要の関係

接続会計年度	NTT東日本			NTT西日本		
	接続料原価	需要	調整額	接続料原価	需要	調整額
平成 23 年度→平成 25 年度	▲24.1%	▲17.7%	▲38 円	▲25.1%	▲16.5%	▲42 円
平成 24 年度→平成 26 年度	▲8.6%	▲16.0%	+87 円	▲10.2%	▲15.3%	+62 円

(2)帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ラインシェアリングの接続料については、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回った(※)ため、接続料算定単価は上昇しており、調整額の影響も加味して接続料は上昇している。

※ ラインシェアリングに係る前年度からの増減率は、主配線部分において
 ・ 接続料原価は▲3.9% (報酬額を除く)、▲0.1% (報酬額を含む)、需要は▲9.1% (NTT東日本)
 ・ 接続料原価は▲5.5% (報酬額を除く)、▲3.0% (報酬額を含む)、需要は▲9.0% (NTT西日本)

■申請料金:帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)(※1))

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※2、3	91 円	92 円	88 円	90 円
特別損失	+2 円	+3 円	+1 円	+1 円
調整額	+7 円	+6 円	+5 円	+3 円
申請接続料※4、5	100 円	101 円	94 円	94 円
括弧内は前年度からの増減率	(+6.4%)	(+7.4%)	(0.0%)	(+6.8%)
前年度からの増減額	+6 円	+7 円	0 円	+6 円

※1 接続事業者がスプリッタを設置する場合 ※2 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※3 回線管理機能に係る接続料を含む
 ※4 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理 ※5 平成27年度の数値は適用接続料

3. 通信路設定伝送機能の接続料

専用線に係る接続料のうち、通信路設定伝送機能については、

<NTT東日本>

設備更改により、減価償却費が前年度より増加したものの、設備の切替えに伴う施設保全費のピークが平成25年度であり、結果的に施設保全費の減少分が減価償却費の増加分を上回ったため、接続料原価(調整額を除く)は減少(※)したが、報酬額増加の影響により接続料原価の減少は小幅となった。そのため、需要の減少率が接続料原価の減少率を上回り、接続料算定単価が上昇したことに加え、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

<NTT西日本>

設備更改による減価償却費の増加、報酬額の増加に加えて、設備の切替に伴い施設保全費が平成26年度にピークを迎えたことから、接続料原価(調整額を除く)が増加(※)した。さらに、需要が減少したことから接続料算定単価は上昇しており、また、前年度と同様、調整額の影響により、接続料はさらに上昇している。

- ※ 前年からの増減率は、接続料原価の大宗を占める専用加入者線に係る装置において、
- ・ 接続料原価は▲5.3%(報酬額を除く)、▲ 3.3 % (報酬額を含む)、需要は▲7.5%(NTT東日本)
 - ・ 接続料原価は+9.5 % (報酬額を除く)、+10.4%(報酬額を含む)、需要は▲5.2%(NTT西日本)

■申請料金:通信路設定伝送機能(一般専用(3.4kHz))

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	8,334 円	7,398 円	7,530 円	6,207 円
特別損失	+102 円	+107 円	+39 円	+67 円
調整額	+2,348 円	+2,096 円	+1,780 円	+1,504 円
申請接続料※2	10,784 円	9,601 円	9,349 円	7,778 円
括弧内は前年度からの増減率	(+15.3%)	(+23.4%)	(+42.0%)	(+29.4%)
前年度からの増減額	+1,435 円	+1,823 円	+2,766 円	+1,765 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料

■ 申請料金: 通信路設定伝送機能(デジタルアクセス(64kbps))

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	7,877 円	6,998 円	7,118 円	5,873 円
特別損失	+96 円	+101 円	+37 円	+64 円
調整額	+2,212 円	+1,975 円	+1,676 円	+1,415 円
申請接続料※2、3	10,185 円	9,074 円	8,831 円	7,352 円
括弧内は前年度からの増減率	(+15.3%)	(+23.4%)	(+41.9%)	(+29.3%)
前年度からの増減額	+1,354 円	+1,722 円	+2,609 円	+1,665 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料 ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修

4. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、接続料原価(調整額を除く。)は概ね減少したにもかかわらず、需要がその減少率を上回って減少(※)したこと、さらに調整額が増加した影響により、接続料は上昇している。

※ 前年度からの増減率は以下のとおり。

〈NTT東日本〉

・ 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲10.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲8.8%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲21.0%

・ デジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲2.5%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、+0.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲15.7%

〈NTT西日本〉

・ 公衆電話発信機能

接続料原価 ▲15.1%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲13.3%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲19.1%

・ デジタル公衆電話発信機能

接続料原価 ▲7.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を除く)、▲5.6%(特設公衆電話に係る費用及び報酬額を含む)

需要 ▲14.5%

なお、平成28年度の接続料改定に際して、次の措置が行われている。

・ 特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成 24 年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のとおり設定されている(※2)。

※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加え回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成26年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、41,220(NTT東:24,975 NTT西:16,245)台が設置されている。

※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

■申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	244.31円	192.33円	213.82円	180.68円
特別損失	+0.34円	+0.34円	+0.11円	+0.29円
調整額	+116.64円	+60.79円	+81.85円	+55.60円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	361.30円	253.46円	295.78円	236.57円
激変緩和	-	-	+1.45円	+1.89円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	361.30円	253.46円	297.23円	238.46円
特設公衆電話費用	+10.89円	+7.92円	+5.96円	+4.27円
申請接続料※2	372.19円	261.38円	303.19円	242.73円
括弧内は前年度比	(+22.8%)	(+7.7%)	(+8.5%)	(+4.9%)
前年度からの増減額	+69.00円	+18.65円	+23.63円	+11.34円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料

■申請料金：デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	平成 28 年度		平成 27 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	160.96円	203.04円	137.56円	185.45円
特別損失	+0.14円	+0.23円	+0.07円	+0.26円
調整額	+51.95円	+56.61円	+35.85円	+58.00円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	213.05円	259.88円	173.48円	243.71円
激変緩和の影響	-	-	+0.71円	+1.29円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	213.05円	259.88円	174.19円	245.00円
特設公衆電話費用	+10.91円	+7.96円	+5.92円	+4.25円
申請接続料※2	223.96円	267.84円	180.11円	249.25円
括弧内は前年度比	(+24.3%)	(+7.5%)	(+9.2%)	(+11.2%)
前年度からの増減額	+43.85円	+18.59円	+15.21円	+25.15円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 平成27年度の数値は適用接続料

5. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング及び加入光ファイバの回線管理機能について、それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線」でそれぞれ接続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の回線では管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、平成28年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

※ 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請も本件申請と併せて行われている。

■ 申請料金：回線管理機能に係る接続料(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップ・加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請接続料 (カッコ内は平成27年度適用接続料)	48円 (49円)	57円 (55円)	57円 (60円)	66円 (69円)
調整額	▲1円	+1円	±0円	±0円
ファイル連携システム開発費の控除による影響額	▲3円	▲3円	▲2円	▲2円

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカップ		加入光ファイバ	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
参考単金 (カッコ内は平成27年度参考単金)	44円 (49円)	47円 (53円)	39円 (39円)	44円 (42円)	87円 (103円)	124円 (146円)
調整額	▲1円	+1円	±0円	▲1円	±0円	▲1円
ファイル連携システム開発費の控除による影響額	▲3円	▲3円	▲3円	▲3円	▲1円	▲1円

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

区分		単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1	回線管理機能	1回線 ごと	57円 (57円)	66円 (66円)	60円	69円
	回線部分	1回線 ごと	1,384円 (1,297円)	1,390円 (1,328円)	1,220円	1,265円
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1		1回線 ごと	753円 (763円)	930円 (907円)	700円	842円
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理機能	1回線 ごと	48円 (49円)	57円 (56円)	49円	55円
	MDF部分	1回線 ごと	52円 (44円)	44円 (39円)	45円	39円
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※2	1Gb/s	1装置 ごと	1,337円 (1,665円)	1,463円 (1,599円)	1,604円	1,389円
通信路設定伝送機能を 組み合わされるもの ※1	2線式のもの	1回線 ごと	1,353円 (1,259円)	1,372円 (1,296円)	1,202円	1,254円
光屋内配線を利用する場合の加算額 ※2		1回線 ごと	186円 (187円)	184円 (184円)	187円	182円

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)	平成27年度接続料
優先接続機能	1通信ごと	0.0527円 (0.0389円)	0.0441円
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,000,000円 (9,750,000円)	10,000,000円

(3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s	非集線型 <1MCタイプ>	1回線 ごと	255円 (290円)	266円 (293円)	277円	123円
		1Gb/s	1回線 ごと	768円 (819円)	632円 (698円)	797円	696円
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの		1回線 ごと	258円 (286円)	269円 (303円)	226円	294円

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4) 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.888円 (0.868円)	0.962円 (0.939円)	0.776円	0.845円

(5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	—	192,678円 (185,185円)	—	144,263円
	ATMインタフェース	231,752円 (187,671円)	157,181円 (151,456円)	301,746円	147,699円

(6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料			
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線ごと 10,784円 (8,436円)	9,601円 (7,505円)	9,349円	7,778円
			上記以外の場合	1回線ごと 11,985円 (9,407円)	11,268円 (8,679円)	10,345円	8,890円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 180円 (140円)	130円 (100円)	130円	70円
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※	64kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 10,185円 (7,973円)	9,074円 (7,099円)	8,831円	7,352円
			上記以外の場合	1回線ごと 11,318円 (8,888円)	10,645円 (8,204円)	9,769円	8,403円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 170円 (130円)	120円 (90円)	120円	70円
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1.536Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 92,327円 (66,351円)	58,039円 (46,290円)	69,341円	48,958円
			上記以外の場合	1回線ごと 119,519円 (88,311円)	95,743円 (72,810円)	91,853円	74,182円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 4,080円 (3,120円)	2,880円 (2,160円)	2,880円	1,680円
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 290,765円 (203,692円)	96,302円 (83,816円)	203,355円	80,623円	
		上記以外の場合	1回線ごと 310,322円 (217,413円)	114,172円 (96,300円)	217,954円	92,852円	
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 1,430円 (1,270円)	950円 (800円)	800円	480円	

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線ごと 45,049円 (31,848円)	20,668円 (16,899円)	32,149円	16,757円
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線ごと 264,702円 (187,280円)	117,783円 (96,971円)	186,745円	94,643円
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線ごと 393,536円 (278,448円)	174,811円 (143,989円)	282,142円	142,862円

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
番号案内サービス 接続機能	中継交換機等接続	1案内ごと	197円 (142円)	166円 (124円)	152円	114円
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと	201円 (146円)	170円 (128円)	156円
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	6.82円 (6.25円)	—	4.82円
番号情報データベース 利用機能	一括でデータ抽出	1番号ごと	—	6.27円 (4.27円)	—	3.75円
	異動データのみをデータ抽出	1番号ごと	—	6.77円 (6.22円)	—	4.53円

(9) 公衆電話機能

区分	単位	平成28年度接続料(カッコ内は調整前)		平成27年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能	1秒ごと	2.0677円 (1.4197円)	1.4521円 (1.1144円)	1.6844円	1.3485円
デジタル公衆電話発信機能	1秒ごと	1.2442円 (0.9556円)	1.4880円 (1.1735円)	1.0006円	1.3847円

工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成28年度の工事費・手続費(※)は、作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇したため、前年度に比べておおむね上昇している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金

単位	平成28年度単金				平成27年度単金	
	NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,199円	6,154円	6,116円	6,065円	6,174円	6,107円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,148円	7,095円	7,052円	6,993円	7,121円	7,041円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,232円	8,172円	8,120円	8,052円	8,203円	8,109円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	7,420円	7,365円	7,319円	7,258円	7,391円	7,308円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,505円	8,443円	8,387円	8,317円	8,472円	8,376円

(2) 光屋内配線に係る工事費

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省からNTT東西に対して、「工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されること(※2)から、毎年度、配管の有無を調査し、「配管の有無の比率が大きく変化した場合には、接続料に反映するよう要請した。

NTT東西が配管の有無を調査したところ、その比率は、平成26年度と平成27年度では大きな変化がなかったことから、光屋内配線を新設する場合の作業時間は、平成26年度再計測時と同等としている。本件申請では、作業時間は同等、作業単金は上昇しているものの、物品費の低減により、光屋内配線に係る工事費は低減している。

※1 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

区分		単位	平成28年度料金				平成27年度料金	
			NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
光屋内配線 工事費※	光屋内配線を 新設する場合	1工事 ごと	14,597円	14,509円	14,527円	14,427円	14,603円	14,568円

※ 工事の適用時間帯: 平日昼間の場合。

(3)自前工事調整等作業費の改定

自前工事調整等作業(※)のうち、コロケーション設備の撤去に係る工事の結果の確認を、写真を用いて行う場合の費用については、その提供開始(NTT東日本では平成26年6月、NTT西日本では平成26年8月)以降の利用実績が少なかったことから、従来、1件当たりの手続費を設定せず、申込ごとに確認に要した稼働時間に作業単金を乗じ、接続事業者に対して実費が請求されている。

今般、NTT東西において、一定の利用実績が発生したことから、本件申請では作業時間の実績を用いて平均作業時間を算出し、1件当たりの手続費を新たに設定している。

※ コロケーション設備を設置又は撤去する場合において、その設置又は撤去の結果の確認等に係る作業。

区分	単位	平成28年度料金				平成27年度料金		
		NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本	
		特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前			
自前工事調整等作業費※	必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごと	3,100円	3,077円	2,856円	2,832円	—	—

※ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認をする場合。

【参考】主な工事費・手続費等

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	平成28年度平均料金(カッコ内は調整前)		平成27年度平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	203円 (212円)	158円 (173円)	204円	170円
とう道	1メートルごと	40,528円 (41,986円)	33,886円 (36,415円)	40,838円	36,187円
土地	1平方メートルごと	1,056円 (1,073円)	633円 (682円)	1,039円	702円
建物	1平方メートルごと	32,166円 (32,947円)	19,111円 (20,477円)	32,662円	20,360円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	平成28年度料金(カッコ内は調整前)		平成27年度料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	685円 (758円)	687円 (755円)	696円	655円

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)
+共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)
+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成28年度数値		平成27年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費 比率 ※	交換機械設備	0.256	0.305	0.257	0.303
	電力設備	0.922	0.852	0.883	0.868
	伝送機械設備	0.161	0.239	0.166	0.250
	無線機械設備	0.129	0.114	0.056	0.082
諸掛費 比率 ※	土地及び通信用建物	0.082	0.072	0.079	0.077
	土地及び通信用建物以外	0.007	0.004	0.006	0.005
共通割掛費比率 ※		0.084	0.061	0.066	0.083

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率 ※	端末回線伝送機能	0.034	0.034	0.036	0.035
	端末系交換機能	0.052	0.047	0.051	0.047
	中継系交換機能	0.060	0.052	0.058	0.046
	中継伝送機能	0.037	0.039	0.036	0.037
	通信料対応設備合計	0.050	0.045	0.049	0.045
	データ系設備合計	0.101	0.082	0.104	0.079

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 28 年度数値		平成 27 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率 ※	受電設備	1.319	1.069	1.306	1.076
	発電設備	0.628	0.383	0.672	0.679
	電源設備及び蓄電池設備	0.915	0.854	0.910	0.865
	空気調整設備	1.602	1.927	1.614	1.952
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020	0.032	0.044	0.039

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

審査結果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、PHS 基地局回線機能及び手動交換サービス接続機能の利用が既に存在せず、今後も見込まれないことから、当該機能に係る技術的条件を削除し、関係する規定の整備を行うものであり、本件による変更後も、技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。なお、PHS 基地局回線機能及び手動交換サービス接続機能を接続約款から削除し、これらの機能に係る接続料を算定しないことについては、それぞれ別記 1 及び別記 2 のとおり。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号））	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。	適	他事業者が接続に必要な装置を NTT 東西の建物、管路、とう道、電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。

(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号))		
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る。）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号））	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号））	適	他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号））	適	NTT東西及び他事業者がその利用者に対して追うべき責任に関する事項が適切かつ明確に定められていると認められる。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号））	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号））	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号））	—	変更事項なし
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号））	—	変更事項なし
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号））	—	変更事項なし
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号））	—	変更事項なし
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第 15 条(2)）	適	本件申請は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章

		の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なもの認められる。なお、PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い、特設公衆電話に係る費用の扱い及びPHS基地局回線管理機能廃止に係る調整額相当額の加算については、それぞれ別記3、別記4及び別記5のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. PHS基地局回線機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないことについて

第一種指定電気通信設備に係る接続料については、接続料規則に規定する機能ごとに算定することが、接続約款の認可要件となっている(電気通信事業法第33条第4項第1号口)。本件申請においては、PHS基地局回線機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないこととしているが、当該措置については、同規則で規定された機能について接続料を算定しないものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、当該機能を利用する接続事業者の需要がドライカップへ移行し、既に利用事業者が存在せず、今後もその利用が見込めないものであることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

2. 手動交換サービス接続機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないことについて

第一種指定電気通信設備に係る接続料については、接続料規則に規定する機能ごとに算定することが、接続約款の認可要件となっている(電気通信事業法第33条第4項第1号口)。本件申請においては、手動交換サービス接続機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないこととしているが、当該措置については、同規則で規定された機能について接続料を算定しないものであることから、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、利用者ニーズの変化によりオペレータを介した手動交換通話の需要が自動交換通話へ移行し、接続事業者も既にサービス提供を終了しており、今後もその利用が見込めないものであることを鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

と考える。

3. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、①NTT東西から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去等)に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと考えられる。

4. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

本件申請においては、公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用(※)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

なお、当該措置については、特設公衆電話に係る負担方法の在り方に関して、

- (1) (平時にも発生する)特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除して特設公衆電話に係る接続料を算定する考え方もあるが、その場合、災害時等に、それまで長年に渡り積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること
- (3) 平成25年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東西が関係事業者間と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという点で全事業者の意見が合致したこと

を鑑みると、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置について一定の合理性があるものとする。

※ 端末回線コスト(メタル加入者回線及びMDFに係る費用)及びNTSコストのうち線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。

5. PHS基地局回線管理機能廃止に係る調整額相当額の加算について

本件申請においては、PHS基地局回線管理機能に係る平成 26 年度における実績費用及び調整額と実績収入の差額(平成 26 年度調整額相当額)を、ドライカップの回線管理機能の接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

当該措置については、PHS基地局回線管理機能は、接続事業者がPHS基地局回線機能を申し込む際の受付等のための機能であるため、別記1により、PHS基地局回線機能を接続約款から削除し、当該機能に係る接続料を算定しないことを許可すれば、PHS基地局回線管理機能についても、平成 28 年度接続料を算定する必要がなくなることとなる。この結果、本来、当該機能の平成 28 年度接続料原価に算入される調整額は、算入する対象がなくなることとなる。

しかしながら、PHS基地局回線管理機能を利用する接続事業者の需要がドライカップの回線管理機能に移行していることに加え、平成 26 年度の回線管理運営費は、PHS基地局回線、ドライカップ、加入光ファイバの回線管理運営費を平均化して算定していることも踏まえると、PHS基地局回線管理機能に係る平成 26 年度調整額相当額を、ドライカップの回線管理機能の接続料原価に加えることは、適正なコストの反映を図る観点から鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

接続料と利用者料金との関係について

<目 次>

1	概要	2 2
2	利用者向け料金と接続料金水準の比較 東日本・西日本	2 8

接続料と利用者料金との関係に関する検証

1. 経緯

- (1) 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の水準の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証（以下「スタックテスト」という。）が行われている。
- (2) スタックテストの具体的な運用方法は次のとおり。
 - ① NTT東西が、毎年度、加入電話・ISDN基本料、公衆電話、フレッツ光ネクストといった大括りのサービス区分ごとに接続料と利用者料金との関係を検証・公表する。
 - ② 総務省が、接続料の認可時に、優先順位の高いサービス（市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にインターネット関連サービス）について、サービスごと、品目ごと、速度ごと（以下「サービスメニューごと」という。）に、接続料と利用者料金との関係を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告する。
- (3) スタックテストの運用方法については、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（情審通第34号）を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。
- (4) なお、上記答申においては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではないと提言されたことから、ガイドラインでは、そうした場合、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料の水準が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて論拠の提示を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料の水準を妥当と判断するとされている。

2. ガイドラインに基づく検証の実施方法

(1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

イ 検証区分

- ①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、
- ④番号案内、⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、
- ⑧フレッツ光ネクスト、⑨フレッツ光ライト、⑩ひかり電話、
- ⑪ビジネスイーサワイド

ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分（営業費相当分）が営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を下回らないものであるか否かを検証する。

(2) 総務省が実施するスタックテスト

ア 検証時期

- ① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時
- ② 対象となるサービスに係る接続料の認可時（上記①の認可時を除く。）

イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

- ① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス
- ② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス
- ③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

ウ 検証方法

検証1 各サービスメニューについて、利用者料金が接続料を上回っているか。

検証2 各サービスブランドについて、営業費相当分が営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を上回っているか。

※ 営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド（接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合）を単位として実施することとされている。

※ ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証することとされている。

3 検証結果

ガイドラインに基づき、「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ光ライト」及び「フレッツ光・プレミアム」^{*1}について、NTT東西に対して、検証に必要な資料の提出を求めた上で検証を行ったところ、その結果^{*2、3}は、以下のとおりである。

※1 NTT西日本のみが提供しているサービス。

※2 加入光ファイバに係る接続料は、シングルスター方式は平成26年に認可した平成26～28年度接続料の平成28年度分を、シェアドアクセス方式は平成26年に認可した平成26～28年度接続料のうち、実績原価方式で算定している局外スプリッタ部分を平成27年度接続料に変更した平成28年度分を、NGNに係る接続料は、平成27年度接続料を暫定的に適用し、接続料収入を算定。

※3 本件申請において、「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」については、申請する機能が含まれないことから、今回の検証対象外としている。

NTT東日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	○	○	
	ビジネスタイプ	○		
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
		ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ		○
プラン1		○		
プラン2		○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	○	○	
	マンションタイプ	○		
ひかり電話		—	—	

サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較
ビジネスイーサ ワイド	MA設備まで利用する場合	—	—
	県内設備まで利用する場合	—	

NTT西日本

サービスブランド	サービスメニュー	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	○	○	
	ビジネスタイプ	○		
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ		○
		プラン1		○
		プラン2		○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ		○
		プラン1		○
プラン2		○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	○	○	
	マンションタイプ	○		
フレッツ・光プレミアム	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ	○	○
		プラン1	○	
		プラン2	○	
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1	○	
		プラン2	○	
ひかり電話		—	—	

サービスブランド	利用形態	1)利用者料金との比較	2)営業費の基準値との比較
ビジネスイーサ ワイド	MA設備まで利用する場合	—	—
	県内設備まで利用する場合	—	

(注) ○：スタックテストの要件を満たしていると認められるもの
 ×：スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの
 —：平成27年度接続料を暫定的に適用するため、スタックテストを実施していないもの

(検証結果に対する総務省の考え方)

■ フレッツ光ネクスト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光ライト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

■ フレッツ光・プレミアム

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

【東日本】

平成26年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	3,002	2,097	905
加入電話・ISDN通話料	302	163	139
公衆電話(デジタル公衆を含む)	12	66	▲ 54
番号案内	17	44	▲ 27
Bフレッツ	452	167	285
フレッツADSL	218	77	141
フレッツISDN	14	7	7
フレッツ光ネクスト	3,820	1,440	2,380
フレッツ光ライト	213	126	87

(注1)接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の408億円は含んでいません。

【西日本】

平成26年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN基本料	3,038	2,196	842
加入電話・ISDN通話料	280	151	129
公衆電話(デジタル公衆を含む)	12	59	▲ 47
番号案内	20	45	▲ 25
Bフレッツ	1,189	445	744
フレッツADSL	245	69	176
フレッツISDN	18	9	9
フレッツ光ネクスト	2,391	1,033	1,358
フレッツ光ライト	138	90	48

(注1)接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2)加入電話・ISDN基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の370億円は含んでいません。